

【表紙】

【発行登録番号】 31 - 関東 1

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年 4 月 3 日

【会社名】 TOYO TIRE 株式会社
(旧会社名 東洋ゴム工業株式会社)

【英訳名】 Toyo Tire Corporation
(旧英訳名 Toyo Tire & Rubber Co., Ltd.)
(注) 2018年 3 月29日開催の第102回定時株主総会の決議により、
2019年 1 月 1 日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清 水 隆 史

【本店の所在の場所】 兵庫県伊丹市藤ノ木 2 丁目 2 番13号

【電話番号】 (072)789-9100 (大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 コーポレート統括部門管掌 笹 森 建 彦

【最寄りの連絡場所】 兵庫県伊丹市藤ノ木 2 丁目 2 番13号

【電話番号】 (072)789-9100 (大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 コーポレート統括部門管掌 笹 森 建 彦

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2019年 4 月11日)か
ら 2 年を経過する日(2021年 4 月10日)まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 30,000百万円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 TOYO TIRE 株式会社 東京支店
(東京都千代田区岩本町 3 丁目 1 番 2 号)
TOYO TIRE 株式会社 名古屋事務所
(愛知県みよし市打越町生賀山 3)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行社債】

未定

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

借入金返済資金、社債償還資金及び設備投資資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第103期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日) 2019年3月28日関東財務局長に提出
事業年度 第104期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日) 2020年3月31日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第105期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日) 2021年3月31日までに関東財務局長に提出予定

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第104期第1四半期(自 2019年1月1日 至 2019年3月31日) 2019年5月15日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第104期第2四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第104期第3四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第105期第1四半期(自 2020年1月1日 至 2020年3月31日) 2020年5月15日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第105期第2四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第105期第3四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月16日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2019年4月3日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年4月2日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録書提出日(2019年4月3日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

TOYO TIRE株式会社 本店
(兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号)
TOYO TIRE株式会社 東京支店
(東京都千代田区岩本町3丁目1番2号)
TOYO TIRE株式会社 名古屋事務所
(愛知県みよし市打越町生賀山3)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。